

愛知県森林審議会議事録

令和4年12月19日（月）

愛知県森林審議会議事録

1 日時

令和4年12月19日

午後2時00分から午後4時10分まで

2 場所

愛知県庁議会議事堂 大会議室

3 出席者

(1) 委員

江上 一枝
酒井 立子
鈴木 雅博
西垣 洋一
原 さき子
前田 臣代
峰野 修
村上 孝治
村松 久
山口 和恵
山本 一清

(2) 愛知県

農林基盤局長 長田 敦司
林務部長 江場 正
林務課長 平山 一木
森林保全課長 三宅 史朗
林務課担当課長 青山 義明
森林保全課担当課長 川端 孝信
森林調整監兼新城林務課長 藤野 繁春

(3) 事務局及び事務局補佐

林務課課長補佐 村田 典之
森林保全課課長補佐 福井 久敏
森林保全課課長補佐 浅野 英嗣
森林保全課主査 福知 佐知恵
新城林務課課長補佐 池田 敦

4 審議の公開・非公開の別及び傍聴者数

議案	審議の公開・ 非公開の別	傍聴者数	記者数
第1号議案	公開	—	1
第2号議案	公開	—	1
第3号議案	非公開	—	—

5 審議経過

<会長>

今回は知事からの諮問が3件となっております。それでは第1号議案、東三河地域森林計画の樹立についてと、第2号議案、尾張西三河地域森林計画の変更についての2件について、県の方から一括して説明をお願いいたします。

<県>

資料により説明。

<会長>

ありがとうございました。

説明が終わりましたのでご意見、ご質問等ありましたら、よろしく願いいたします。

<委員>

議案概要の11ページの計画量についてお伺いしたいのですが、主伐で材積が前半5年分で65万9,000 m³となっているのですが、面積的に言ったらどのくらいの面積になるのでしょうか。

<県>

主伐・再造林の計画量を考慮して、人工造林総数の面積が、それに当たります。前半5年分は人工造林で1,604ヘクタール、計画期間10年間で3,949ヘクタールとなります。

<委員>

ありがとうございます。

<委員>

参考資料の9ページ目にあります人材育成に関して、林業経営体の育成ということをご説明いただいたが、林業従事者の全体としての数を増やすことについて具体的に何かあるのでしょうか。

<県>

人材育成の目標については、「食と緑の基本計画2025」の中で年間40人、5年で200人の新規就業者を確保していく計画としております。こちらにつきま

しては林業従事者のための研修等も実施しながら、育成をしていくということで、県としては取り組んでいきたいと考えております。

<委員>

ありがとうございます。ぜひ若い方が、林業従事者に増えていただけるといいなというふうに思いました。

もう1点よろしいでしょうか。参考資料の10ページ目の保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項ですけれども、ちょうど今、カナダで開催されているCOP15、生物多様性条約会議の中で、OECMという、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域の設定を環境省の方でも試行をしていくとなっているのですが、林業ですとか、人が森に入って、いろんな営みをする中で、結果的に環境、自然が保全されていくものだと思うのですが、愛知県の方でも林業を通して、参加されていくと良いかなと思いました。今、どうこうということではないですが、ぜひ、そういったことに参入していただくと、より愛知県の林業について、これから未来が開けるのかなというふうに思いました。以上です。

<委員>

参考資料の9ページのところでお聞きしたいのですが、森林経営管理制度が発足して、多分実行するのは市町村になるかと思うのですが、森林環境譲与税制度ができてもう3年経って、うちの行政の方を見てもそれほど、これが実際に機能しているというところまでなかなか来てないような気がします。それが、一体どの程度進捗しているのか、どういうふうに指導されているのかというような話を一つ聞きたいのと、森林経営計画、山主さんの意向や、飛び飛びで場所が出てきたときなんかは、ゾーン化することのすり合わせなんかはどうするのかというのがちょっとよくわからないですけれども、そこら辺のところを教えてください。

<県>

森林経営管理制度の進捗ですけれども、まず意向調査を行い、集積計画を立て、最終的に配分計画とあって、意欲と能力のある林業経営体に任せるといったところまでいっている事例もあります。県内だと岡崎市が先進的に進めており、この制度に則った形で、森林整備まで進んでおります。

岡崎市では、この制度のやりやすい地区というところで、まずは考えながら進めているという実態でございます。だんだん難しいところというところもありますが、制度をまずやってみるといったところが、岡崎市が進んでいる理由かと

思います。

その他にも、まずはその森林所有者に意向調査等をするということになりますけれども、その意向調査等の準備も含めまして、県内14市町村ですでに意向調査等は進められておりますので、他の進んでいる事例を見ながら、どんどん進んでいくのではないかと考えているところです。

先ほどの飛び地のようなところでは、先ほど言ったように難しいというのがあるかと思うのですが、岡崎市で進んでいる事例としては財産区のようなところなどで、そういった設定がしやすいところから手をつけているというところがあります。どんどん進める中で、難しいところも出てくるかと思うので、随時その事例を作りながら、対策を考えていくということになるのかと今のところ考えております。また具体的な相談があれば、地域の普及指導員等が支援をさせていただきますので、そちらにご相談いただければというふうに考えております。以上です。

<委員>

続けてちょっとよろしいですか。3年前になりますけれども、私どもの森林組合にも、早く、意欲と能力のある林業経営体に登録しなければ、このシステムが、なかなかうまく回らないので、早くしろ早くしろと言われて、なかなか常勤の理事を作るのも大変な状態なところで、登録したわけですが、一向になかなか話が進んでいかないというのが実感としてあります。それとさっき言ったように、愛知県内でやっているあいち森と緑づくり事業と森林経営管理制度と、何かうまく整合されていないような気がしますけれども、実際にやっていると、そこら辺のところのすり合わせが必要なんじゃないかなというような気がいたします。以上です。

<県>

森林経営管理制度とあいち森と緑づくり事業については、いろいろと線引きしながら事業を行っております。こちらに関しては、両方の制度も踏まえ、各農林水産事務所単位で「あいちの森づくり」県・市町村連絡調整会議を立ち上げております。ここに市町村、県の普及指導員も入って、どちらの事業も見据えた上でどういった対応をしていくかっていうことも含めて検討する会議としております。それ以外にも随時、相談に応じながらやっておりますので、しっかり話し合いながら進めていきたいと思っております。

<委員>

ありがとうございました。

<委員>

一つ教えて欲しいのですが、愛知県だけじゃなくて、森林保全、森林整備のきちっとしているところでも、竹がそこらじゅうから出てきて、先日も木材組合の実習で、設楽の方に行ったんですけど、もう山中竹だらけという状態になっており、どういう対策を打ったらいいのでしょうか。三重県の伊勢から国道を走ってくと、竹がすごく繁茂していましたが、愛知県はどういった状態なのでしょうか。

<県>

確かに竹林が侵入していて森林が被圧されているという事例は道路沿いとかでもよく見られる傾向があります。例えば、あいち森と緑づくり事業でも、人工林の整備という形で、竹の駆除等もできるかと思imasるので、森林整備と併せてやっていくべきと考えております。竹材の利用についても、研究はそれぞれ進んでいるところかと思imasるので、森林整備に合わせてやっていきたいですし、森林・林業技術センターの方でも竹の駆除等に関する研究とかも行っておりますので、そういった知見も使いながら、整備をうまくやっていけたらと思imas。

<県>

ただいまの説明に補足させていただきます。あいち森と緑づくり事業では、通常の林業活動では整備が進まないスギ・ヒノキ人工林の間伐と、それからもう一つ里山林整備事業ということで、市町村がぜひここでというようなところで、重点的に手入れを進めています。その中で、人工林に竹が侵入して、実際に藪化してしまっているようなところは、その人工林の整備の際に駆除のようなことをやっています。それから、里山林の整備保全活動の中でも地域の皆様のご協力をいただきながら、竹林の整備、これは駆除ばかりではなく、竹林として残していくというような活動もなされているところでございまして、こういったことを引き続き進めていければというふうに思っています。

<委員>

参考資料の9ページの森林経営管理制度に関わることですけれども、制度の活用を促進する必要のある方たちに関わることですが、戦後の拡大造林とかで、小規模な所有者の方が非常に増えられたということですが、この小規模な所有者の方たちの所有する人工林の面積というのは、どれぐらいの割合があるのかということをお教えください。それから私たち建築士はなるべく木材を使うようにということで、利用促進に努めているというか、私は木が大好きですので、

木造で作ることをしています。人工林の量ですけれども、人工衛星から見て、ピラミッドと万里の長城と日本の人工林が見えると言われてはいますけれども、人工林を作ってどれほど使うのかというと、なかなか私たちも使いきれてないところが良くないんですけれども、その人工林の量というのは、今後も、同じ量を保っていくのか、天然更新とかで、雑木林みたいなものを増やしていくのか、何かこの雑木林とかに戻していくというようなことも、この資料1の方にちょっと書いてありましたが、戦後の拡大造林とかで始められた人工林の割合みたいなものがどれぐらいあって、現状どのような状態で管理されているのか、ちょっと不勉強でわかりませんので教えていただけたらと思います。

<県>

人工林の量ということで、小規模な森林所有者がいるという話であったと思います。先ほどの森林経営管理制度というのが、もともと森林というのは森林所有者が自分の森林は自分で整備すべきだというのが原則ではありますけれども、自分ではやりきれないところを、市町村が仲介する形で、所有者の意向を聞いて、集積して、まとめて整備しましょうということがこの制度の根幹ということになります。小規模な森林というのが、基本的にはどれぐらいというのをちょっと示しづらいですけれども、基本的には大規模所有者というより、相続等が進んでやはり小規模な所有者というのは、基本的に多いという認識をしております。過去に拡大造林というところで、山の頂上付近とか色々なところを幅広く植林して、人工林にしてきたというところがあります。この森林計画の中で採算の合うようなところは人工林として循環させていくということも必要だということですが、場所によってはあまり手をつけない複層林のような形や広葉樹林にしていくなど、そういったメリハリをつけてゾーニングをしていくということを考えております。その指針を今回、地域森林計画でお示ししているので、それに適合した形で、各市町村単位のそれぞれの整備の方針というのを固めていくのがこの制度ということになりますので、具体的に数字を言わずに説明してしまっておりますけれども、そういったところメリハリをつけて、森林の整備を行っていきたいと考えています。

<委員>

ありがとうございました。

<委員>

去年か一昨年にも太陽光発電の件があったと思いますけれども、2023年以降でも、エネルギー問題が世界中の問題になると思いますけれども、特に2030年の

温室効果ガス 46%削減ということで、世界の各国は化石燃料から自然エネルギーへ移行するのにあたって、太陽光も一つだよということで、東京都なんかも住宅に義務化だとか言っております。私ずっと見てきて思いますけど、山の中に太陽光入れて、償却は 20 年。20 年で太陽光パネルを山から引き出して下ろして、いろんな形でやられているところを見ますと、ほとんどは土の法面にきちっとした布石を打っていないです。この間も見てみたら崩れてきているし、そういうのは静岡に 2、3 か所ありましたけども。本当に今、もう一つの大きい問題が、その業者が東京だとかいって、その 20 年先に、あるのかないのか。今よく太陽光ビジネスみたいな、経営システム、ビジネスモデルとして、新たな人が立ち上げて、売買してますよね。愛知県としてそういう形で何件ぐらい許可したのがあって、今後どういう対策、その業者に対して、本当にこれからあなたの会社できちっとやってもらえますかとか、そういうことを 1 回追跡しないと駄目じゃないかなと思いますけど、どうなんでしょうか。

< 県 >

こちらの太陽光にかかる開発の案件というのが、大規模なものだと林地開発許可、1 ヘクタール以下のものだと伐採届になります。許可の案件としては、例えば昨年度だと伐採届が 9 件ほどあり、林地開発は 1 件、最近では売電価格も下がってきて、傾向として減っている感じもあります。例年だとその倍ぐらいで、2020 年は伐採届の案件も含めると 19 件あります。過去 5 年ぐらいを見ていくと、年間 10 件から 20 件程度の届出が出ているという状況です。今後の許可ですけれども、森林部局としては規定に基づいたものが出てくれば、許可せざるをえないというのはありますが、しっかりと森林法上の規定等に基づいて、事業の確実性等を見ながら、許可を出していくということになります。20 年後に廃業になった場合どうするかということも地域で事前に協定等を結んでいただくか、そういったところを許可の段階で調整しながら、事後に問題にならないような形を想定しつつ、できる限りの審査をしていきたいと考えております。方針として、どうしていくかを示すのは県としては許可する側になるものですから、非常に難しいところはありますけれども、そこはしっかりと厳密に審査なり指導をしていくというところで対応していきたいと考えております。

< 会長 >

今の件に関しては、法改正が行われて多分今年度から要件が厳しくなっているはずですので、去年、一昨年ぐらいから急激に増えているケースもありますが、その点に関してちょっと確認はお願いしたいと思います。

<委員>

東三河地域森林計画の資料の3ページで、地域森林計画の現計画というのが、2018年から27年まであります。樹立が2022年で、次期計画が2023年から32年とあります。この現計画と次期計画との関連性、整合性はどのようなふうに考えたらいいですか。

<県>

森林法の中で10年の計画を5年ごとに見直していくというのが、ルールとして決まっているところです。前期、全体計画の5年の進捗等を見ながら、次期の計画にその進捗の結果を反映させつつ、次期の計画を定めていくものです。単純に地域森林計画10年計画ということで、10年作りっ放しという形ではなくて、5年ごとに見直しをかけながら、状況を見て適宜、数量的なものや考え方というの、その時々の時勢、考え方などの状況を見ながら、反映させて次期計画を作っていくというスケジュールになっております。国の方もすべて5年ごとに策定するというルールの中でやっているの、その変更の都度に微調整の変更というのは、適宜行われますけれども、樹立のスケジュールというのは5年ごとのサイクルで、やっているものでございます。

<委員>

我々は、この次期計画の10年を分かりました、そのようにしましょうという、同意を求められているというふうに理解すればいいですか。

<県>

同意といいますかご意見をお聞きしているというところでございます。

<委員>

意見を聞くのと、同意をするというのは違うと思うんですけど。意見を言うだけでいいのか、わかりましたこれでいきましょうというのか、ちょっとその辺をはっきりさせてください。

<県>

あくまでも意見を聞くもので、諮問のあった内容について了承されるかどうかということのご意見をいただくものでございます。

<委員>

意見を申し上げるだけでいい審議会と、理解していいのか。この内容でやりま

しょうというところまで同意するのか、どっちかっていうのだけ教えてください。

<県>

様々な質問や意見をいただいた上で、最終的に了承するとか、しないとか、あるいは意見を付して了承するとか、という答申をいただくものでございます。

<委員>

次の質問にいけます。5年ごとの見直しの時期ですから、10年計画の5年を今見直しますのです、今作るのは次の10年ですということは、次の5年後にまた見直しの期間がきますと。だから、10年計画という言葉の意味が、森と緑づくり事業においては、ちょっと意味合いが違うと思いますが、5年で修正はするけど10年の最終目標の計画は変更しないと思うんですが。これは5年ごとに見直して、その5年ごとの見直しが有効で、10年先を見据えた計画になってきますよというふうに理解すればよろしいですか。

<県>

はい。そういったことでよろしいかと思えます。

<委員>

8ページにいけます。ゾーニングという言葉の意味が、これを決めるのは市町村ですか。

<県>

はい、具体的に決めるのは市町村になります。

<委員>

市町村がこのゾーニングの、例えば伐期の延長であるとか、複層林施業、長伐期施業、特定広葉樹など、ぜひそのような適地適植的な作業を、希望するんですけども、これを市町村で、ゾーニングしなさいっていうのは持て余すような気がします。イメージとしてはわかりますが、さあやいなさいと言われた市町村の担当者は、果たしてそれに十分適応できるかどうか。市町村の森林をゾーニングがきちっとできる能力のある職員と言ったら失礼ですけど、そこまでの対応能力を市町村に求めるっていうのはちょっと酷なような気がするのですけれども、県はその点に対してどのようなフォローをするのか、ちょっとその辺のことをお伺いしたいです。

<県>

当然、市町村によってはこういった人員も少ないというところもありますけれども、県といたしましては、各事務所にいる普及指導員等も協力しながら、例えばそのゾーニングにあたってのデータの提供であるとか、県も航空レーザ計測データとかそういったものを整備していますし、今後はクラウド化もしていこうというようなことを考えていますので、そういった情報を提供しながら、普及指導員による各市町村への指導、支援等を行ってまいります。さらには、市町村職員に対する研修というようなこともやっておりますので、そういったことを総合的に対応しながら、市町村の適正な計画づくりというのを支援していきたいと考えております。

<県>

こちらもちよっと補足させてください。ゾーニングのこの考え方自体は新たに始まったものではなくて、もう20年近く経っているものでございまして、すでにゾーニングはなされています。5年おきの見直しだとか、市町村森林整備計画の方で、見直すべきところがあれば、適宜それを見直しながらゾーニングも変化させながら、やっているっていうところなので、ゼロからというわけではありません。そういったところにも県の方が、助言等で関わっているというところがございます。

<委員>

わかりました。新しく作るという意味ではないという意味で、もうすでにできているゾーニングそのものを見直すことはあるんですか。

<県>

当然、状況が変わってくるところもありますし、考え方が変わるところもあるかと思いますので、既存のとおりずっと行くというのではなく、適宜見直しをかけていく、そういった意味で定期的にこの計画を見直すタイミングがあるのだと思っております。

<会長>

ゾーニングに関しては、確か平成13年の森林・林業基本計画の改定で、多分初めて入れたものだと思います。それ以来、運用がいろいろ国の方針で変わってきたという面があります。こういったゾーニングに関して森林・林業基本法の中で、市町村をマスタープランにしてという動きの中で、今、先ほどお話あった森

林経営管理制度というのは森林環境税のもとで作られた制度でもあるんですけども、ここで理解していただきたいのは、これは恒久財源ということになりますので、市町村にある程度一定額が入ってくる。それをうまく使って、市町村の方で人材育成も含めて対応していただきたいというのは国の方針でもあると思います。そういった意味で、県の方にも当然、森林環境税から確か1割が入ってくるはずなので、県の方も、そういうサポートをしっかりといただくのと同時に、環境税に関しては用途を公表するというのが一応規定になってると思います。それが各ホームページで公開されている部分もあるんですけども、なかなかわかりにくい部分も多々あると思います。そういったものをきちんと県民の皆さんに見えるような形で、なるべくわかりやすく。そうすると、それを利用されている方とか、それに関わる方も、いろんな形でまたいろんなご意見を入れていただいたり、それをうまく利用して、市町村もそれでそういったことの、活動できるという形が繋がっていくと思います。同時にそれをすることによって、市町村の中でも、他の事例でこういうことやっているのをうまく利用するとか、こういうアイデアをうまく利用するというのも、多分出てくると思いますので、そういったことも含めて県の方で、やはり市町村の方では、なかなか森林に関する人材が今までいなかったという面があるので、これから多分その環境税のもとでそういう人材を増やしていく、なおかつそういった経営管理に関わるような業者さんとか、いろんな経営者の方が、そこに入ってくるという形になれるように、県の方もなるべくそういうサポートをお願いしたいと思います。

<委員>

申し訳ないですね、13年にスタートされているゾーニングというのを、私自身がよく知らなくて、質問させてもらってますので、それはお許してください。このゾーニングというのが、それぞれの市町村でもうできています。これは、公表され、山主さんにも周知されていると判断してよろしいですか。

<県>

はい。公的な計画でございますので、そう認識しております。

<委員>

その中で、このゾーニングとはちょっと違うと思うんですが、複層林施業、長伐期施業、特定広葉樹を育成するという、この具体的にこのような施業をしているところがあるんですか。8ページのゾーニングというのはこういうふうなゾーニングで色分けしてあります。この右の黒い枠の中の言葉の意味はどういうふうでこれが出てきているのかが、いまいちわかりません。

< 県 >

こういった区分が、水源の涵養であるとか、土地に関する災害の防止、こういった機能を持たせるには、伐採の方法もこういったことを標準的に定めるべきではないかというところを、それぞれ選んでそちらも紐づけするような形で区域指定をしていくということです。伐採の方法というものを定めた区域においては、それに適合する形で、先ほどの森林経営計画などにおいて、所有者が伐採するときの基準になってくるというものでございます。

< 委員 >

一応、これでゾーニングに関しての質問は終わります。一度ちょっと、このゾーニングがどのようになさされていて、こういう施業をどのように分けているかということの実例をちょっと知りたいので、調査に行かせてもらっていいでしょうか。

< 委員 >

直接的には、この指針の部分について質問はありませんが、実は2か年かけて森づくり計画を今立てていまして、さっき言った人材の問題は確かにありますが、業者に委託をして、県の方も関わっていただいて、その事業を進めております。さっき委員がおっしゃったような状況の中で、市町村森林整備計画は当然県のこの地域森林計画に沿って、その計画を出すという事項になっていますので、我々も今作っているという状況です。

< 委員 >

次の質問をいいですか。森林経営管理制度の説明ですけれども、9ページの下の方の言葉で、森林経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に経営管理を委託します。森林経営に適さない森林を市町村自らが管理しますというふうに理解すればいいですか。

< 県 >

はい。そのとおりです。経営をして、ちゃんと採算が取れるというところであれば、そういった民間の活力を使って整備をするというものです。それも叶わないようなところであれば、市町村自らが公的に管理をするという制度になっております。

< 委員 >

市町村が嫌だって言ったらどうするんですか。表現が悪いかもわからないですが、市町村では無理ですと。それも無理ですとした場合は、どうなりますか。

<県>

この森林経営管理制度について、そもそもから説明させていただきます。まず財源は市町村に渡っているということです。それから市町村は、まず森林所有者の意向を聞き、所有者の方がもう自分では管理できないということであれば、市町村は森林所有者から経営管理の委託を受けることになります。その中で、所有者それぞれではできないけれども、上手く市町村がまとめることによって、経営が成り立つと判断されるところがあれば、市町村がそれらの区域を設定して、民間の方に委託をするというものです。それでも成り立たないというところについては、市町村が自ら発注をして、手入れを行うという制度です。基本的には所有者ができないところを市町村に預けましょうという制度です。

<委員>

ちょっと古い話になるかもわからないけど、昔、林業公社でしたか、分収林ということで、県がやって 400 億ぐらい確か赤字ができちゃって、これはとても無理だということで、もう解散したというか、その後今ちょっと現状よくわからないんですけれども。自分の中では再びそのようなことにならなければいいかなという気がしております。結局、背景にあるのは、山の木の値段が安いからもう山主さんは自分の山だけ手が入らない、もういらないということが広がってきた。山そのものを荒らしてはいけない。だから、公的資金を使って山を手入れ管理しましょうという背景にあるというのは、理解しているつもりなんですけど、所有権をどうこう言っていないんですよ、いわゆる地上権。山の木の経営管理をしてくださいという制度ですから。振り分けはそれでいいと思うんですけど、多くの山主さんはもう土地もいらないから、山ごと全部お願いしますという人もかなりいると思うんですね。その辺の住み分け、振り分けどうするという議論も出てくるんじゃないかなというふうに思うんですけど、ちょっとその辺の制度としての有効性は認めますけども、実効性の難しい制度だなという気がしています。市町村にとっても非常に大変だし、それを県もそれぞれの市町村にやっていただくように指導するのも大変な仕事だろうと思うんです。ですから、まず自分としては、土地の境界をはっきりさせる、所有者をはっきりさせるということが第一段階ではないかなと思っています。その上で、手順としては、そのはっきりした山をその山主さんと、議論させていただくということです。今もちろんやっただいていて思うんですけど、試行錯誤のいる事業ではないかなという気がしますので、できるだけうまくいって欲しいという気持ちで思っ

ておりますので、ぜひ市町村と県と、よく話し合っていていただいて、どうしたら市町村がより有効に実行できるかということ、取り組んでいただけるようお願いして、終わります。

<会長>

はい。ありがとうございます。

<委員>

今の森林経営管理制度ですけど、愛知県だけじゃなくてどこの県もそうですけど、こんな実例言っちゃいけないんですけど、ある村なんかは何百という所有者がいて、その人たちがもう年寄りなっちゃったと、どうしたらいいかっていうことで、今非常に問題が起きているんですね。これ住宅で言えば、リバースモーゲージなんです。もう年食っていくところがないから、施設に入らないといけないと、そしたら自分の住宅で保証してもらって、施設に入る。森林経営管理制度ができたんですけど、これが本当に活用されていないというのが現実で、今からこれ本当に大きな問題になって、もう市町村はやるわけじゃなくて、もう県もほとんど入っていかないと、もう相当無理な時代が来ると思います。もう所有者がわからないと、今の岐阜県の各市町村も困ってます。だからもう山主が誰かとか言って、もうそれをやるともうくちやくちやなっちゃうし、山の手入れも管理できないから。だから、今ここで愛知県が、市町村と一体になってやるしかないのかなと思います。今、住宅分野においても町の中に行くと、中古の空き家の状況がものすごくあります。これ市が手を出せないんですよ。だから、それが管理できるように今、我々は住宅木材業界もそのような申請を僕らも出しています。保証・保険とともに、だからその辺りがこれからの問題が大きいです。

<県>

すいませんせつかなのでもうちょっとお話をさせていただきますと、先ほど委員が言われたとおり、意向確認の中には、土地の境界だったりそういうことも含めてやっていますので、最初の方にご発言のあったなかなか成果が見えてこないというところでは、そういうものを、難しい問題を抱えて今地道に取り組んでいるところだということです。県の方も林業普及指導員がおりまして、その地域の方と一緒に、様々な課題を解決するために頑張っておりますので、まだまだ明確な成果が出てないところもありますけれども、例えば境界の明確化にしても、ICTを活用したレーザ計測データを使って、高齢の皆さんが山に行かなくても、会議室でその境界を決めようじゃないかということに対しても、県としても取組を始めていますし、そんな成果も見ながら、地道ではありますけれど

も、県と市町村が一体となって取り組んでいきたいと思っております。

先ほど御説明したとおり、なかなか難しいところでもありますけれども、愛知県内で岡崎市はこの経営管理を、意欲と能力のある林業経営者に、委託を出しているということでもうすでに進んでおりまして、この事例は、毎年林野庁が出しております森林・林業白書にも優良事例として載せていただいておりますので、難しいながらも、県の林業普及指導員と市町村と地域とが一体となって進んで成功した事例もあるものですから、そんな事例もお示ししながら、他の地域でもそのようなことが少しでも進むように、地道に市町村等の方々と連携して進めてまいりたいと思います。

<委員>

続きみたいな話で、うちの森林組合の方に来た事例があるんです。東京の方に、佐久間ダムの上の辺で 100 町歩ぐらい持つてる方で、兄弟で非常に一生懸命山をやっていました。それが 2 か月ぐらい前にもう僕らも年をとってできないし、いくらいい山でも、佐久間ダムの上では木が出せないから、この際、森林組合さんもらってくれませんかと言ってきたんですけれども、森林組合はそういう組織ではないですし、役場は一生懸命山を集めてるから役場の方へ行ったらどうですかと言ったら、役場の方もありがたい提案だけでも、議会の方が通らないし、管理をしないとイケないということで断られたんです。この制度を、もしその方たちが使って、村で、ちょっと管理をお願いしますといったときに、この方たちの希望を聞かなければならないような状態になっちゃうんですけれども、今この方たちが持っている、こんないい制度があるんだったら、市町村にやったり、森林組合にやるよりも自分たちで持っている、公共で整備してくれるから、これは助かるなというふうな状況が出てくるんじゃないかなと思います。もしそういう制度がそのように使えるんだったら、この制度を使えばあなたたちの山は有効になりますよって僕は言います。

<県>

まさに所有者の方では手に負えないものを市町村に預けるという制度ですので、そういうふうにやっていただければいいと思います。それでまとめることによつてのメリットもあると思いますし、もしもそれが成り立たないのであれば公的なお金で間伐、整備をしていただくということになると思います。

<会長>

では大体意見も出尽くしたようなので、これでお諮りしたいと思います。
第 1 号議案及び第 2 号議案は原案どおり了承するとして異議ございませんでし

ようか。

<委員>

内容について問題があるということではなくて、基本的なところにおいては了承するでいいと思うのですが、ただ問題点が指摘された点について、ここは実行段階で、より有効な策になるように努力していただきたいと、いう意見だと思うので、その辺が内容において、お願いできるのであれば了承でいいと思います。

<会長>

一応そういう形で了承するという形にさせていただきたいと思います。ただいまの議案2件の審議結果につきまして、知事への答申を決めたいと思いますので、事務局で提案がありましたら配付をお願いします。

— 答申案を配布 —

<会長>

それでは、答申案を事務局から説明してください。

<県>

答申案を読み上げ

<会長>

ありがとうございました。

ただいまの答申案について、御意見がありましたらよろしくお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、示された案のとおり、答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

<委員>

異議無し。

<会長>

それでは示されたとおりとして、本日付けで、後程答申書を提出させていただきます。

<会長>

次に進めたいと思います。

その前に傍聴者並びに、記者の皆様をお願いします。

第3号議案、及び報告事項につきましては、事務局から説明がありますとおり非公開となっておりますので、御退席をお願いいたします。

－ 非公開 －

<会長>

では次に次第の6の報告に移りたいと思います。

－ 非公開 －

<会長>

以上で本日の審議を終わらせていただきたいと思います。円滑な御議論ありがとうございました。

では進行を事務局にお返しいたします。

議事録署名者

議事録署名者